



# Checklist of Key Statements

from the **2022 ASV Guidelines for Standards of Care in Animal Shelters**  
and the *Journal of Shelter Medicine and Community Animal Health*

## 本文書の使い方

このチェックリストに含まれる 553 のステートメントは、2022 年 12 月に Journal of Shelter Medicine and Community Animal Health で公開された「アニマルシェルターにおける標準ケアに関する ASV ガイドライン第 2 版」の執筆者である ASV の理事会およびガイドライン委員会メンバーによって執筆、編集、承認されたものである。

本ガイドラインでは、「容認されない(unacceptable)」、「しなければならない(must)」、「すべきである(should)」、「理想的である(ideal)」の 4 つの形式で重要で実用的なステートメントを示している。

- ・ **Unacceptable**: 例外なく回避すべきまたは防止すべき行為を示す
- ・ **Must**: 人道的なケアを保証するためにすべき行為を示す
- ・ **Should**: ほとんどの状況において遵守されることが期待される、強く推奨される行為を示す
- ・ **Ideal**: リソースが許す限り、実践したほうがよい行為を示す

このチェックリストは、シェルターやコンサルタントが、「アニマルシェルターにおける標準ケアに関する ASV ガイドライン 2022」において推奨されている(または推奨されていない)事項に照らし合わせてシェルターの運営を評価するのを支援すること、また、シェルターにおいて変更すべき点が明らかとなった場合、優先順位をつけてそれを提言するのをサポートすることを目的としている。このチェックリストはガイドラインを補足するものであり、ガイドラインにはその背景と根拠が示されている。本文書は、自己評価ツールであり、規制文書や法的文書ではない。また、ASV は遵守状況を認めたり否定したりする認定機関ではない。

このチェックリストは、ASPCApro.org により作成された ASV ガイドライン初版(2010 年発行)のための Shelter Care Checklists: Putting ASV Guidelines into Action を元に作成された。

内容を提供してくれたガイドライン初版および第 2 版の執筆者の方々、ASPCA のチェックリストの作成者、そしてこれらのステートメントを整理し、照合してくれた Abigail Appleton に感謝する。レイアウトは Lena DeTar が担当した。

ASV のミッションは、コミュニティの動物の健康とウェルビーイングを改善するために、シェルターメディスンの実践を促進し、支援することである。ガイドラインおよび ASV についての詳細は、[www.shelternet.org](http://www.shelternet.org) を参照されたい。

**IMPORTANT NOTICE:** This document was originally published in the English language and has been translated from the original. While reasonable care has been taken to accurately translate this document, readers relying upon the content of this translated document assume all risk of errors in translation or related misinterpretations. The Association of Shelter Veterinarians shall not have any liability resulting from any such errors in translation or misinterpretation. Where clarification of content is needed, please refer to the English version for original intent.

**注意事項:** 本文書は、もともと英語で発行されたものを翻訳したものです。正確に翻訳するために細心の注意を払っていますが、読者は、翻訳された内容を参考にする場合、誤訳や解釈の誤りに伴うあらゆるリスクを負うものとします。Association of Shelter Veterinarians は、誤訳や解釈の誤りに対して一切の責任を負いません。内容について確認が必要な場合は、英語版の原文を参照してください。

## 1. 組織運営と記録管理

### 1.1 概要

- シェルターには、明確に定義されたミッションや任務、十分なスタッフ、最新のポリシーとプロトコル、スタッフのトレーニングと監督体制、および本ガイドラインに沿った運営方法が備わっていない**ならない**。
- シェルターのミッションや任務には、それぞれのシェルターが管轄するコミュニティのニーズを反映す**べき**である。
- コミュニティのニーズを定期的に評価し、それに応じて戦略や目標を更新す**べき**である。
- 獣医師は、組織のポリシーとプロトコルの作成とその実践において、全面的に関与す**べき**である。

### 1.2 運営体制

- シェルターは、運営上の意思決定に対する説明責任、社会的責任、および権限を明確に定義した組織構造を持たなければ**ならない**。
- 組織構造は、すべてのスタッフとボランティアに公にしなければ**ならない**。
- 権限、責任、および監督の体制は、文書化し、定期的に見直し、役割に変更があった場合には改定す**べき**である。
- 意思決定では、リソースの配分だけでなく、管理している動物全体と個々の動物の健康とウェルフェアを考慮しなければ**ならない**。
- タスクおよび意思決定に対する権限と責任は、適切な知識を持ち、トレーニングを受け、場合によっては適切な資格を所有する者以外に与えては**ならない**。
- シェルターでの獣医療行為および外科診療の監督を確実に行うためには、獣医師と正式な契約を結ばなければ**ならない**。(6.2にも記載あり)
- シェルターの獣医師は、そのシェルターで管理している集団(個体群)に関する知識を持っていない**ならない**。
- シェルターの獣医師はシェルターメディスンに関するトレーニングを受けている、またはその経験を積んでいる**べき**である。
- シェルターの獣医師は、獣医学的および行動学的なアニマルヘルスの維持に関わるすべてのポリシーとプロトコルの作成に関わり、助言を行う**べき**である。

### 1.3 ポリシーとプロトコルの制定

- シェルターが管理できる範囲や閾値(Capacity for Care)を超えた運営は容認され**ない**。(2.1にも記載あり)
- 本文書に記載されている基準を満たし、それを維持していくために、詳細にわたって文書化されたプロトコルを作成しなければ**ならない**。
- プロトコルは定期的に見直し、改訂(アップデート)す**べき**である。
- 新たに改訂された最新のプロトコルは、すべてのスタッフが閲覧できる状態であっては**ならない**。
- シェルターの管理者は、プロトコルが遵守されているか定期的に監視しなければ**ならない**。

### 1.4 トレーニング

- スタッフトレーニングには、組織での業務に関するすべての項目を組み込む**べき**である。
- シェルターでは、それぞれの業務に関するトレーニングを提供しなければ**ならない**。

- スタッフが業務に必要な技術と知識を習得していることを確認するために、業務上の仕事のスキルを直接見て評価しなければ**ならない**。
- スタッフトレーニングに関する記録は、専門能力開発と業績評価の一環として保存し、定期的に見直す**べき**である。
- 獣医療の提供や安楽死処置などの専門的な業務を行うために免許や資格が必要な場合、これらの業務を行うスタッフはそれらを所有していなければ**ならない**。
- 継続教育は、技術の向上と資格の維持のために、すべてのスタッフに対して提供されなければ**ならない**。
- シェルターでは、すべてのスタッフを対象に、よくみられる人獣共通感染症から身を守るために必要な情報とトレーニングを提供しなければ**ならない**。
- 何らかの形で動物と接触するすべてのスタッフに対して、基本的な動物のハンドリング技術、動物のボディランゲージ、および咬傷を予防する方法に関する適切なトレーニングを提供す**べき**である。

### 1.5 記録管理と動物の個体識別

- シェルターは、法的規制により定められた記録管理に関する項目を、遵守しなければ**ならない**。
- 記録管理には、デジタルシステム、特にシェルター向けに設計されたソフトウェアシステムを利用す**べき**である。
- シェルターでは、それぞれの個体の記録だけでなく、個体群レベルの基本的な情報を管理できるソフトウェアシステムを使用する**べき**である。
- それぞれの動物に対して、個体識別情報と診療記録を用意しなければ**ならない**。
- シェルターは、動物の個体識別情報を、迅速かつ簡単にケージ内の動物や診療記録と照合できる体系的なシステムを持たなければ**ならない**。
- 安全に実施可能であれば、識別手段を物理的に装着する(例:首輪やタグなど)、もしくは永久的に装着する(マイクロチップ)**べき**である。
- シェルターの診療記録には、すべての関連する獣医学的および行動学的情報を記載す**べき**である。
- フォスターケアや、その他の施設外の場所に収容されている動物に関しても、シェルターに収容されている動物と同様に、記録し続けなければ**ならない**。

## 2. 群管理

### 2.1 概要

- シェルターでは、積極的な群管理を行わなければならない。
- 組織の「Capacity for Care」を超えた運営は容認されない。(1.3 にも記載あり)
- 組織の運営が「Capacity for Care」の範囲内で行われることを保証するためのポリシーとプロトコルを定めなければならない。

### 2.2 Capacity for Care の決定

- 収容能力の算出は、それぞれの動物に対して良好なウェルフェアを提供できる能力に基づいて行われなければならない。
- 日々のケアのためのニーズを満たし、それぞれの重要なタスクを効率的かつ効果的に実施するために、トレーニングを受けたスタッフのスケジュールを組まなければならない。
- 手術や動物病院の受診、動物の輸送などは、動物がそのサービスを受けるのに適しているかどうかを考慮した上で、スケジュールを組むべきである。
- フォスタープログラムには、世話をする人と動物の両方をサポートするために十分なスタッフを確保しなければならない。
- フォスターケアを受ける動物の獣医療ケア、外科手術、行動に対するサービスは、アニマルウェルフェアを促進し、シェルターに滞在する期間を最小限に抑える形で提供されなければならない。
- シェルターは、リソースを活用し、また各組織の強みを最大限に生かすために、互いに協力し合うべきである。

### 2.3 Capacity for Care の範囲内での運営

- 動物の受け入れと転帰に関するポリシーは、組織の任務、ミッション、およびコミュニティのニーズに基づくべきである。
- 収容に関するポリシーでは、シェルターへ動物を収容するよりも、飼い主が飼育継続する方が適切だと判断した場合にはそれを優先させるべきである。
- 収容の決定は、その動物または状況においてそれが最善の選択かどうか考慮した上で行われなければならない。
- 動物を収容する際は、適切な転帰を提供し、シェルターでの滞在期間を最小限に抑え、シェルターが Capacity for Care の限界を超えることのないように管理できるかどうか、これらの管理能力とのバランスを考えて決めなければならない。
- シェルターは、その動物が必要とするケアを提供できる場合にのみ受け入れるようにしなければならない。
- 予期せぬ動物の受け入れ(災害時や大規模な捜査など)の影響を受ける可能性がある組織は、Capacity for Care を高めるために、柔軟に対応できる業務計画を立てなければならない。
- 迷子動物の場合、発見した現場またはシェルターへ収容する際に個体識別情報やマイクロチップを入念に調べるなど、飼い主を見つけるための様々な努力をしなければならない。
- シェルターは、地域に対してバリア(障壁)となるような印象を与えないようにすべきである。
- シェルターの環境で過ごす時間を最小限に抑えるために、フォスターケアにて、あるいは譲渡後も含めて、シェルター以外の場でも提供できる獣医療ケアまたは行動のケアがあれば、その内容を明らかにすべきである。
- 動物がどこに収容されているか(シェルターまたはフォスターケア)に関わらず、意思決定と動物の移動は滞在期間を最小限にするものでなくてはならない。

- シェルターのすべての動物(フォスターケアやシェルターの外に収容された動物も含む)は、意思決定能力とその権限を持つ知識豊富なスタッフによって定期的に評価されなければならない。
- 動物のウェルフェアを損なったり、シェルターの滞在期間を延長させたりする可能性のあるニーズが個体群ラウンド(回診)中に確認された場合は、速やかに対処しなければならない。
- 収容場所、ケア、またはサービスに対するニーズを特定するために、シェルターに収容されているすべての動物を毎日観察しなくてはならない。
- フォスターケアの動物も含むすべての収容動物の一覧表は、毎日発行し、照合すべきである。

#### 2.4 個体群データのモニタリング

- 少なくとも、シェルターは動物種と年齢別に、月ごとの収容数と転帰に関するデータを追跡しなければならない。
- 収集するデータには、収容時および転帰を迎えた時点での健康状態および行動に関する情報を含めるべきである。
- 年齢区分、動物種、健康状態、収容場所ごとに分類した滞在期間のデータを定期的に分析し、ボトルネックやリソースの不均衡、Capacity for Care に関する問題点を特定すべきである。
- 個体群レベルのデータは定期的に見直して分析し、シェルターの運営が、組織の目標、目的およびポリシーに沿ったものであるか確認すべきである。
- コミュニティ全体で個体群レベルの数的指標をモニタリングすることが理想的である。
- Live Release Rates(訳注:全収容数に対して、譲渡や返還など、適切な行き先が決まりシェルターから生存して退所することができた動物の割合のこと[LRR])や Save rates(救命率)は、アニマルウェルフェアの状況と併せて評価されなければならない。これらの数値を成功の尺度として単独で用いることはできない。

## 3. 動物のハンドリング

### 3.1 概要

- ハンドリングの方法は、人道的であり、それぞれの動物や状況に適したものでなければ**ならない**。
- ハンドリングや処置を行う際には、特別な(訳注:その動物が好む)おやつやフードを与える**べき**である。
- 薬物療法は、恐怖や不安、ストレスを最小限にし、ハンドリング中の安全性を高めるために、必要に応じて使用する**べき**である。

### 3.2 保定

- 動物や人がケガすることなく必要なケアを行うために、必要最小限の物理的保定を用いなければ**ならない**
- 特別な状況を除き、強制的な保定は絶対に行っては**ならない**。
- ハンドリングする際は、動物の逸走リスクを最小限にしなければ**ならない**。

### 3.3 ハンドリングの道具

- 動物への接触が最小限もしくは接触しなくて済むような様々なハンドリングの道具が用意されていなければ**ならない**。
- コントロールポールは、その他のハンドリング方法では人の安全を守るのに不十分であると判断された場合にのみ使用されなければ**ならない**。(猫、小型犬以外)
- 猫や小型犬へのコントロールポール(アニマルキャッチポール)の使用は**容認されない**。
- 安全にハンドリングを行うために長期的に道具を使用しなければならない動物に対しては、使用中の恐怖や不安、苦痛を最小限にするために、正の強化を用いたトレーニングを行う**べき**である。
- シェルターでは、人と動物のケガを防止するために、犬の闘争に関する文書化したプロトコルと、闘争を止めるための道具をすぐに利用できるように備えておかなければ**ならない**。

## 4. 施設

### 4.1 概要

- シェルターの施設には、それぞれの組織のミッションや任務により定められた基本業務やプログラムを実行するのに十分なスペースがなければならない。
- 収容場所の規模(ユニット数)とデザインは、管理する動物種、頭数、および予想される滞在期間に対して適切でなければならない。
- 収容施設は、動物種、捕食者/被食者の関係、健康状態、および行動に基づいて、適切に分類して収容できるデザインでなければならない。
- フォスターケアでの飼育環境は、シェルターでの収容に関するガイドラインの基準を満たすか、もしくはそれ以上であるべきである。

### 4.2 収容場所

- シェルターは、それぞれの動物が抱える身体的、行動的、獣医学的ニーズを満たすために、様々な種類の収容場所を備えなければならない。
- 収容場所は、動物のケガや逸走を防止するために、頑丈で、安全に使用できる状態でなければならない。
- 金網やすのこ状の床のケージは、容認されない。
- 短時間の収容や輸送時の使用を目的としたケージやクレートを、主な収容場所として用いることは容認されない。
- 動物のストレスや不快感を増大させたり、換気を妨げたり、排泄物が他の個体のケージまで汚してしまうようなケージの配置や、積み重ねたケージに動物を収容することは容認されない。
- ケージは、動物が立ちあがったり、数歩歩いたり、自然な姿勢で座ったり、身体を伸ばして横たわったり、尾を完全に直立させたりなど、正常な姿勢をとることができるサイズでなければならない。
- 床面積が成猫1頭あたり8ft<sup>2</sup>(0.75m<sup>2</sup>)未満のケージを使用することは容認されない。
- 成猫1頭あたりのケージは、床面積が11ft<sup>2</sup>(1.0m<sup>2</sup>)以上であることが理想的である。
- ケージは、排尿、排便した場所から離れたところで、座ったり、寝たり、食事をしたりできる広さがなければならない。
- 収容動物の大部分に、多区画収容モデルのケージを提供すべきである。
- 猫のケージは、床より高い位置に配置すべきである。
- 猫のケージは互いに向かい合わないようにするか、4ft(1.2m)以上離して配置すべきである。
- 多くの動物、特に長期間収容されている動物には、屋内と屋外を自由に行き来できる収容場所が理想的である。
- 屋外スペースがある収容場所は、動物を悪天候から守り、体温調節できるような場所の選択肢を与え、捕食動物から守り、また逸走、盗難、外部からの迷惑行為を防止できる環境でなければならない。
- すべての犬にケージの中で隠れることができる場所を提供すべきである。
- すべての動物に対して、床から少し高さのある柔らかな休息場所(ベッド)を用意すべきである。
- すべての猫に、ケージの中で隠れることができる場所を提供しなければならない。
- 猫のケージ内には爪をといだり、高いところに登ったり、高い場所に座ったりできる場所がなければならない。
- 猫のトイレのサイズは、体全体が余裕を持って収まり、適切な排泄姿勢がとれる大きさでなければならない。
- シェルターに長期間(つまり2週間以上)滞在する動物に対しては、さらに広いスペースと追加のエンリッチメント、またケージ内でどのように行動したいか選択できるような環境を提供しなければならない。

- ハンドリングすることでウェルフェア上の問題や、安全上のリスクが生じる可能性がある動物を、毎日の掃除やケアを行うたびに強制的なハンドリングの道具を用いて出入りさせる必要があるような1区画のケージに収容することは容認されない。
- 本来動物の収容を目的としていないスペース(例:バスルームや廊下など)に動物を収容することは、緊急時に短時間行う場合を除き、容認されない。
- どのような動物に対しても、係留による収容(訳注:リードや鎖につないだ状態で収容すること)は容認されない。

#### 4.3 複数飼養

- 複数飼養のためのケージは、それぞれの動物が好きな時に多様な正常な行動をとることができ、同居動物から十分な距離を取ることができる広さでなくてはならない。
- 猫を複数飼養する場合は、成猫1頭あたり少なくとも 18ft<sup>2</sup>(1.7m<sup>2</sup>)以上の床面積を提供すべきである。
- リソース(例:フード、水、ベッド、トイレ、おもちゃなど)は、動物同士の闘争やリソースガーディング(訳注:動物がリソースを守ろうとする行動)を最小限に抑え、同居するすべての動物が利用できるような形で、適切に提供しなければならない。
- 猫を複数飼養する場合、生活環境の複雑さと行動の選択肢を増やすために、高い位置に様々な休息場所や隠れ場所を提供しなければならない。
- シェルターにおいて、複数飼養する動物を無作為に選択することは容認されない。
- 健康状態や行動を評価するまでは、血縁関係のない動物や知らない動物同士を一緒に収容してはならない。
- 成猫は、ケージのサイズに関わらず、6 頭以上での複数飼養をすべきでない。
- 成犬の複数飼養は2~4頭にすべきである。
- 20 週齢以下の子犬、子猫は、すべての同居動物にとってメリットがリスクを上回る場合を除き、知らない個体同士で複数飼養してはならない。
- 犬を複数飼養する前には、それぞれの個体の相性を見極めるために、まずはケージの外でペアまたはグループで試験的に導入すべきである。
- ストレスや社会的闘争、感染症の曝露および伝播リスクを軽減するために、グループ内の動物の入れ替えは最小限にしなければならない。
- 複数飼養するケージ内でのストレスや社会的闘争の徴候を見逃さないために、個々の動物およびグループの動向をモニタリングしなければならない。
- 他の動物に対して怖がったり攻撃的な行動をとる動物や、他の動物がいることでストレスを感じる動物、個別のモニタリングが必要な動物、複数飼養の環境では治療を行うのが難しい病気の動物に対しては、単独飼養用の充実した(エンリッチド)ケージを用意しなくてはならない。
- 互いに闘争しあう動物同士を一緒に収容することは容認されない。

#### 4.4 隔離室

- シェルターでは、感染症の動物を隔離する手段を備えなければならない。
- 隔離室は、疾患を抱えた動物の獣医学的、行動的ニーズを満たすものでなければならない。
- 異なる動物種の個体を同じ隔離室に収容してはならない。
- 複数の病原体による重複感染を防ぐために、シェルターにおいて種類の異なる感染力の強い感染症が認められた場合は、それぞれの感染症に罹患した動物のための別々の隔離エリアを設けなければならない。

- 隔離室は、他の動物の飼育エリアが直接面さないように設計しなければならない。
- 隔離室には、手洗い用のシンクと、検査や治療を行うスペース、必要な備品を保管するスペースが備えられているべきである。
- 隔離室には、現在の使用状況と必要な注意事項を明確に掲示しなければならない。
- 隔離室への人と動物の往来は制限すべきである。
- 隔離室には、何度も部屋に入らなくても廊下から動物を観察できるような窓を設置するのが理想的である。

#### 4.5 床材と排水路

- ケージと動物が利用するすべてのエリアは、完全に消毒でき、繰り返しの清掃に耐えられる構造でなければならない。
- シェルターの床材には、エポキシ樹脂やウレタン樹脂などの密閉された不浸透性の素材が推奨され、新たな施設を建設する際は検討すべきである。
- 床材の種類に関わらず、壁と床の境目は、水の侵入と有機物や病原体の蓄積を防ぐために密閉されているべきである。
- 排水システムは、水が滞留したり、隣接するケージから排泄物が流れて交差汚染が生じたりしないように、設計しなければならない。
- 特に動物の収容エリアでは、排泄物や水が排水口に向かって流れるように床に緩やかな勾配をつけるべきである。
- 排水口のカバーは、ケガや逸走を防ぐように設計されていなければならない。
- 排水口のカバーは、定期的な清掃のために簡単に取り外しできるものであるべきである。
- 屋外のケージや、ケージの一部が屋外にある場合も、消毒と適切な排水ができる、非多孔質で耐久性のある床材でなければならない。

#### 4.6 冷暖房、換気、空気環境

- 室温を 18～26.6℃(64～80°F)に維持しなければならない
- 室温が快適かどうか確認するために、個々の動物を観察しなければならない。
- 動物が寒すぎたり暑すぎたりするようであれば、必要に応じた適切な対応をとらなければならない。
- 相対湿度は 30～70%に保つべきである。
- ケージ内も含めたシェルターのすべてのエリアの空気の質を適切に維持するために、十分な頻度で換気を行わなければならない。
- 換気することで、室温の推奨温度が維持できないようなことがあってはならない。
- すべての換気システムは、メーカーの推奨に基づき、定期的にメンテナンスしなければならない。
- 隔離室からの空気は、再循環させずに屋外に排気すべきである。
- 紫外線照射を、空気の質の向上や感染症予防のための唯一の手段として利用してはならない。

#### 4.7 騒音のコントロール

- 動物の収容エリアでは、騒音を最小限に抑えなければならない。
- 騒音や振動を発生する機器や機械装置は、動物の収容エリアからできるだけ離れた場所に設置すべきである。
- 騒音による動物への影響を最小限にするために、騒音対策(予防策および軽減策)を施設デザインに取り入れ、既存の施設には追加で実施し、シェルターの業務内容にも組み込むべきである。
- 犬同士の視覚的接触をなくすことだけで無駄吠えを減らそうとするべきではない。

#### 4.8 照明

- 照明は、安全な労働環境を提供し、動物とケージ内をしっかりと観察できるような明るさであるべきである。
- 収容施設は、できるだけ自然光を取り入れることができるように設計すべきである。
- 自然光が入らず人工照明を用いる場合は、概日リズムを維持するために、自然光に近い照明時間と照度にすべきである。

#### 4.9 エンリッチメントスペース

- 囲いのあるすべての屋外スペースは、動物の安全を確保し、逸走するリスクを減らすために、出入口を二重扉にすべきである。

#### 4.10 受け入れスペース

- 動物の受け入れエリアは、譲渡エリアや他の訪問者に対応するエリアとは別に設けるべきである。
- 動物の受け入れは人通りが多い主動線から離れた静かな専用場所で行うべきである。
- 受け入れエリアのケージや犬舎に動物を収容するのは、最初の身体検査が終わるまでの短時間にすべきである。
- 動物を受け入れる部屋には、猫が入ったキャリーを置くために床よりも1段上がったスペースを設けるべきである。

#### 4.11 ドロップボックス

- 生きている動物を、モニターされていないボックスに預かり、後から収容手続きを行う「ドロップボックス」の使用は容認されない。

#### 4.12 施設設計と計画

- 変化していくコミュニティのニーズやシェルターが提供するサービスに対応できるように、改築や新しい施設の設計をする際には、様々な運用と空間利用ができるように柔軟性を持たせて行うべきである。
- 新しい施設を設計したり、大規模な改築を行う場合には、シェルターの獣医師やシェルター設計の経験が豊富な建築家に相談すべきである。
- シェルターの収容場所を設計する場合、広い倉庫のような部屋にすることは避けなければならない。
- シェルターの改築や新たな施設の建設を計画する際には、動物や人、物資の移動経路についても設計に組み込むべきである。
- シェルターの設計には、スタッフや訪問者のニーズに応えるための環境も含めるべきである。

## 5. 衛生管理

### 5.3 衛生管理の実践

- シェルターは、動物がいるすべての場所における衛生管理計画を持たなければならない。
- 衛生管理プロトコルは、病原体、感染経路、および感染リスクに基づいて作成すべきである。
- プロトコルには、有機物の除去、清掃、消毒の手順を含めなければならない。
- シェルターメディスンに精通した獣医師に相談してプロトコルを作成することが理想的である。
- 衛生用品は、ラベルの指示または資料などの記載に従って希釈して使用しなければならない。
- 動物のいるエリアで使用する消毒薬は、パルボウイルス、猫汎白血球減少症ウイルス(猫パルボウイルス)、カリシウイルスなどのノンエンベロープウイルスに対して有効でなければならない。
- シェルターでは、紫外線、蒸気、凍結、空気ろ過システムなどの代替消毒方法を、唯一の衛生管理手段として利用してはならない。
- 動物が多くの時間を清潔な環境で過ごせるようにするために、日々の衛生管理業務を速やかに行うための十分なスタッフを確保しなければならない。
- 衛生管理は、感染動物から病原体が伝播するリスクと、脆弱な動物が病原体に曝露するリスクの両方を最小限に抑える順番で行うべきである。
- 衛生業務は定期的に観察し、文書化したプロトコルがきちんと守られているか確認すべきである。
- アウトブレイクが発生した場合には、疑われる病原体に対する有効性を確実にするために、プロトコルを見直し、衛生業務を観察すべきである。
- ケージは、新しい動物を収容する前に完全に清掃しなくてはならない。
- 動物がケージの中にいる状態で水や洗剤、消毒薬を散布することは容認されない。
- 排水システムまたは手作業(例:水切りワイパーやタオルでの拭き取り)により、水が床に溜まるのを防がなければならない。
- 動物の収容エリアでは、モップの使用を避けるのが理想的である。
- モップの使用が避けられない場合にも、床面に対して、清掃と消毒の両方のステップを確実にに行わなければならない。
- スポットクリーニングは、動物が同じケージを使い続ける場合でも、少なくとも1日1回は行うべきである。

### 5.4 病原体の拡散予防

- PPE は、それぞれの個体群における特定の病原体と曝露リスクに基づいて選択すべきである。
- 各エリアにおいて適切な PPE を使用し、別の個体の世話をする前には PPE を廃棄または消毒すべきである。
- 病原体の伝播リスクが高い場合は、それぞれの動物をハンドリングするごとに防護服を交換しなければならない。
- スタッフは PPE を脱衣した後、必ず手を洗うべきである。
- 手洗い設備は、動物と触れ合うすべての場所、もしくはその近くで利用できるようにすべきである。
- 手洗い設備は、石けんと水で手を洗い、使い捨てタオルで水分を拭き取ることができるシンクが理想的である。
- 手指用消毒剤だけを手指消毒の方法として用いるべきではない。
- 手指用消毒剤は、清潔な手にのみ使用すべきである。
- 衛生管理プロトコルでは、シェルターのスタッフ、ボランティア、および訪問者の手指衛生についても規定しなければならない。

- 動物と接触するすべてのものは、定期的に、または明らかに汚れたときや体液と直接接触したときに必ず、消毒す**べき**である。
- 掃除用品は、それぞれのエリアに専用のものを用意するか、異なるエリアで使用する場合には、使用前に必ず消毒しなくては**ならない**。
- 動物の輸送に使用する輸送ケージ、捕獲器、および車両内は、別の個体を収容する前に消毒しなければ**ならない**。
- キャスター付きごみ箱、手押しカート、フード用または処置用カートなどの備品は、それぞれのエリアに専用のものを用意するか、異なるエリアへ移動する前に消毒す**べき**である。
- 表面にひっかき傷や損傷があるもの、多孔質の素材のものは完全に消毒することが困難または不可能であるため、注意して使用するか、動物ごとに廃棄す**べき**である。
- ベッドやその他の布製品は、明らかに汚れた場合、または別の動物で再利用する場合には、洗濯して十分に乾燥させなければ**ならず**、汚れが著しい場合には廃棄する。
- 洗濯する前に、有機物のごみ(例:糞便)は洗濯物から取り除く**べき**である。
- 自動給水装置およびウォーターボトルは、別の個体が使用する前に給水用のバルブを消毒できない場合には使用す**べき**でない。
- フードや水のお皿は、猫用トイレや糞便で汚れたものとは分けて、異なる場所または異なるタイミングで洗浄、消毒し、交差汚染を防がなくては**ならない**。
- 食器や猫用トイレを消毒するために使用したシンクや洗面器は、使用した後、しっかりと消毒す**べき**である。

#### 5.5 シェルターのその他のエリア

- 汚染されている可能性のある場所(例:隔離室)や感染から守られる**べき**場所(例:手術室)では、消毒できる専用の履物や使い捨てのシューズカバーを使用す**べき**である。
- シェルターでの感染症対策として、踏み込み消毒槽の効果を期待しては**ならない**。
- 踏み込み消毒槽の中を動物に歩かせることは容認されない。
- 動物の排泄物や体液は、速やかに屋内の共用スペースから取り除かなければ**ならない**。
- 屋外エリアの糞便は、別の個体やグループが使用する前に取り除かなければ**ならない**。
- シェルター周辺の屋外エリアは常にきれいにしておかなければ**ならない**。
- 消毒できない場所への立ち入りは、ワクチン接種と駆虫薬の投与を受けた健康とみなされる成犬、またはその動物にとってその場所を利用するメリットが病気への曝露や伝播リスクよりも上回る場合にのみ制限す**べき**である。
- シェルター内やその周辺には水が貯まらないようにす**べき**である。

#### 5.6 野生動物、げっ歯類、害虫のコントロール

- すべての食料を、野生動物、げっ歯類、害虫から守らなくては**ならない**。
- げっ歯類および害虫の防除は、安全で、人道的で、効果的な方法でなければ**ならない**。

## 6. シェルターにおける獣医療

### 6.1 概要

- シェルターにおいて、動物の健康管理は必要不可欠であり、総合的なウェルビーイングについても考慮されなければならない。
- シェルターにおける獣医療は、動物の収容時もしくは収容前から開始し、動物がシェルターに滞在している間は継続して提供しなければならない。
- 獣医学的な処置が必要な場合には、速やかに実施しなければならない。
- シェルターでは、それぞれの動物種に適した予防獣医療を提供しなければならない。これには、病気に対する抵抗力を高め、病原体への曝露を最小限にするためのプロトコルの実施が含まれる。
- 個々の動物の健康管理は、シェルターの個体群の健康を維持するための意思決定とその実践とのバランスを考慮した上で行わなければならない。
- シェルターは、動物のどのような症状や疾患が治療可能であり、どのような場合に治療できないかについて、意思決定するためのプロトコルを持つべきである。

### 6.2 獣医師による監督と診療記録の管理

- シェルターにおける獣医療行為および外科治療の監督を確実に行うために、獣医師と正式な契約を結ばなければならない。(1.2にも記載あり)
- 獣医療を提供するスタッフは、処方された治療内容を安全かつ効果的に実施するための技術と、それに必要な備品を備えていなければならない。
- すべての獣医療行為とプロトコルは、シェルターの獣医師と相談した上で決定しなければならない。
- 動物の健康上の問題が、標準的なプロトコルから逸脱する場合や、期待通りの治療効果が得られない場合は、獣医師に相談しなければならない。
- すべての投薬および治療は、獣医師による処方箋もしくは獣医師が作成した文書化されたプロトコルに基づいて行わなければならない。
- 治療薬は、妥当な推定診断が存在し、指示された用法での投薬が可能であり、疾病の転帰をモニタリングすることができ、さらに治療効果を判定することができる場合のみ、処方すべきである。
- 医薬品を使用もしくは調剤する際は、連邦や州の規制に従わなければならない。
- シェルターに収容されるすべての動物の病歴を聴取し、診療記録の一部として保存しなければならない。
- シェルターで提供されたすべての獣医療行為の内容は、動物ごとの診療記録に記さなければならない。
- 動物がシェルターの管理下から離れる際には、診療記録を紙媒体または電子媒体で提供しなければならない。

### 6.3 健康状態の評価

- 個々の動物の健康状態を評価し、記録し、収容直後からモニタリングしなければならない。
- それぞれの動物に対して、収容時に感染症の徴候や救急治療の必要性がないか、トレーニングを受けたスタッフが健康状態を必要最低限チェックしなければならない。
- 獣医師もしくはトレーニングを受けたスタッフによる総合的な身体検査も実施すべきである。
- 身体検査は、収容後 24 時間以内に行うことが理想的である。

- 収容時に感染症の徴候を示す動物は、個体群全体への感染リスクが低いと判断されるまで隔離す**べき**である。
- 幼若動物、高齢動物、基礎疾患のある個体など、感染リスクの高い動物を扱う際には、感染を予防するためのより徹底した予防対策を行う**べき**である。
- すべての動物の健康状態とウェルビーイングは、トレーニングを受けたスタッフが、少なくとも 24 時間に 1 回、目視で確認しなければならない。
- 毎日のモニタリングは、フードの摂取量や、排便、排尿の状態、嘔吐の有無などを含め、ケージ内の様子が記録できるよう清掃前に実施することが**理想的**である。
- 獣医療スタッフは、他の部署の代表者と一緒に、個体群ラウンド(回診)に参加す**べき**である。
- 体重およびボディーコンディションスコアを含めた身体検査は、トレーニングを受けたスタッフにより、少なくとも1か月に 1 回行われる**べき**である。
- 総合的な身体検査は、少なくとも 6 か月に 1 回実施す**べき**である。

#### 6.4 基本的な健康管理と予防獣医療

- グルーミングやシャンプーは動物にとって必要なケアであり、動物の健康や快適さを維持するために必要と判断した場合には行わなければならない。
- シェルターは、シェルターの獣医師の監修のもと作成された、文書化されたワクチンプロトコルを持たなければならない。
- シェルターでは、製造業者の指示に従い、ワクチンを適切に取り扱い、保管しなければならない。
- 各ワクチンをどの部位に接種するかについては、接種部位に関するガイドラインに従う**べき**である。
- シェルターは、ワクチンの副反応について認識し、対処し、報告するためのプロトコルを持たなければならない。また、必要な治療を実施できるよう準備していなければならない。
- 狂犬病以外のすべてのコアワクチンは、速やかな免疫応答を誘導できる弱毒化生 (MLV) ワクチンまたはリコンビナントワクチンを使用し、不活化ワクチンは使用す**べき**でない。
- 狂犬病ワクチンは、接種対象となるすべての動物に対して、シェルターを離れる前に接種す**べき**である。
- 狂犬病ワクチンは、州や地方のガイドラインと最新の Compendium for Animal Rabies Prevention and Control (訳注:全米州公衆衛生獣医師協会が発行)に従って接種しなければならない。
- 野良猫に対しては、年齢に関わらず、避妊去勢手術の際にすべてのコアワクチンを接種す**べき**である。
- 成犬および成猫には、シェルターへの収容時もしくは収容前にコアワクチンを接種しなければならない。
- シェルターに収容されているすべての動物は、たとえ病気や妊娠中であってもコアワクチンを接種す**べき**である。
- シェルターに収容される子犬や子猫は、生後 4 週齢に達した時点で、収容時もしくは収容前にコアワクチンを接種しなければならない。また生後 20 週齢になるまで 2 週間ごとに追加接種しなければならない。
- フォスターケアで管理される子犬や子猫は、収容時または収容前に、コアワクチンを生後4週齢のタイミングで接種しなければならない。また 20 週齢に達するまでは、獣医師の判断により 2~4 週間ごとの追加接種を行わなければならない。
- 収容時または収容前、またシェルターでの滞在期間を通して、抗寄生虫薬を投与す**べき**である。
- 投薬と環境のコントロールを含む効果的な寄生虫対策プログラムは、獣医師の監督下にて作成す**べき**である。
- 糞便は動物の収容場所や運動エリアから速やかに取り除く**べき**である。
- すべてのシェルターは犬糸状虫症(フィラリア症)の検査、予防、管理に関するポリシーを持つ**べき**である。
- シェルターの個体群に対する給餌プロトコルは、獣医師の意見を元に作成す**べき**である。
- 個々の動物の栄養的ニーズ、健康状態、および動物種に応じたフードを、少なくとも 1 日1回与えなければならない。

- フードは、新鮮で、嗜好性がよく、汚染されていないものを与え、ケージ間で共有しては**ならない**。
- 獣医学的な理由で、一定期間、飲水制限が必要な場合を除き、新鮮できれいな水を常に与えなければ**ならない**。
- 健康な成犬には 1 日 2 回、猫には少量のフードを複数回与える、もしくは 1 日中いつでも食べることができるように給餌するのが**理想的**である。
- 飢餓状態にある動物や特別な栄養ニーズを持つ動物を管理する場合は、獣医師に相談しなければ**ならない**。
- 健康な子犬や子猫、授乳中や妊娠中の動物には、少量のフードを頻繁に与える、もしくは 1 日中いつでも食べることができる(自由採食)ようにしなくては**ならない**。
- 食餌摂取量は毎日モニターしなくては**ならない**。
- 個々の動物のニーズを満たし、過度な体重増加または体重減少を引き起こさないような給餌を行う**べき**である。
- 動物の体型と水和状態は、モニターしなければ**ならない**。
- 複数飼養する動物に給餌する際は、それぞれの動物の食欲を把握し、食物をめぐる争いに対処できるように監視す**べき**である。
- フードと水の容器は、安全で、十分な数があり、適切な大きさでなければ**ならない**。
- 腐りやすい食品は冷蔵保存するなど、腐敗や汚染を防ぐ方法で保管しなければ**ならない**。
- シェルターは、妊娠中、授乳中および新生子期の動物のケアに関するプロトコルを持つ**べき**である。
- 妊娠中、授乳中または新生子の動物を収容するシェルターは、病気の予防、栄養管理およびストレスを軽減させる追加の対策が講じられていることを確認しなければ**ならない**。

## 6.5 健康上の問題への対応

- 痛み、苦しみ、苦痛を伴う様子が認められた場合や、急速な健康状態の悪化、生命に関わる問題、人獣共通感染症が疑われる場合などは、速やかに病状を評価し、対処しなければ**ならない**。
- 感染症に対するプロトコルには、感染拡大を最小限に抑えるための対策と、感染した動物に対する適切なケアを保証するための対策の両方を含めなければ**ならない**。
- 獣医学的および行動学的な動物の健康維持に関するすべてのポリシーおよびプロトコルの内容については、シェルターの獣医師に相談する**べき**である。
- 苦痛を緩和するために、痛みを認識し、治療を行わなければ**ならない**。
- 痛みに対して治療を提供しないことは容認**されない**。
- 痛みを伴う症状に対する治療プロトコルは、獣医師が作成す**べき**である。
- 疼痛管理は、痛みを先制的に予防または緩和するための十分な強度と持続時間がなければ**ならない**。
- 外科的処置のように痛みが予測できる場合は、痛みを伴う処置を行う前に鎮痛剤を投与す**べき**である。
- 麻薬や向精神薬に指定された薬剤の使用は、それらを規制する法令に従い、獣医師による管理下におこななければ**ならない**。
- 疼痛管理の効果を評価するために、動物を定期的に再評価しなければ**ならない**。
- 疼痛緩和が不十分な場合は、救急獣医療を提供しなければ**ならない**。
- 救急獣医療に関する計画は、負傷したり、苦痛を感じたり、重篤な疾患の徴候を呈するあらゆる動物に対して、適切かつ速やかな獣医療を提供するためのものでなければ**ならない**。
- 救急獣医療に関する計画には、スタッフが救急治療を必要とする動物の症状をどのように認識し、報告するかについて明記しなければ**ならない**。

- 救急獣医療に関する計画には、救急治療が施設内で提供されるのか、外部の動物病院において提供されるかを明記す**べき**である。
- フォスターケアを提供するボランティアに対して、緊急時や時間外の獣医療ケアをいつ、どのように受けられるかについて、明確に説明す**べき**である。
- 救急獣医療に関する計画を実施できない場合、または苦痛を和らげることができない場合は、安楽死を検討す**べき**である。
- 動物の法的な立場が、苦痛を和らげるための治療を妨害するようなことがあっては**ならない**。
- シェルターは、感染症の動物を隔離する手段を持たなければ**ならない**。
- 感染症の疑いのある動物は、獣医師による診断または治療により一般の個体群への感染リスクが低いと判断されるまで、隔離されなければ**ならない**。
- 重度の感染症の動物を、健康な一般の個体群と同じ場所に残したまま管理することは容認されない。
- 通常と比べて感染動物の数が増加した場合、症状が重篤な場合、治療に思うように反応しない場合、人獣共通感染症が疑われる場合には、確定診断または病原体の特定を行う**べき**である。
- 動物が原因不明で死亡した場合は、剖検を行う**べき**である。
- アウトブレイク中は、特定された、または疑われる病原体に基づいて、曝露の可能性のある動物を識別するためのリスクアセスメントを実施しなければ**ならない**。
- アウトブレイク中は、病気の動物、曝露された動物、リスクのある動物、曝露されていない動物(またはグループ)に分類し、それぞれの間で、物理的な隔離を行わなければ**ならない**。
- アウトブレイク中は動物のハンドリングや人の往来を制限す**べき**である。
- アウトブレイク中は、少なくとも1日1回、リスクのあるすべての動物に病気の徴候が現れていないか観察す**べき**である。
- 管理スタッフは、懸念される疾患の臨床徴候および獣医療スタッフに報告する手順について、教育を受ける**べき**である。
- 他の動物に感染させるリスクが大きい間は、回復した動物や曝露された動物を一般の個体群に戻すことは避ける**べき**である。
- シェルターは報告義務のある疾患について、連邦法、州法および地方条例を遵守していることを確認しなければ**ならない**。
- アウトブレイクへの対応の一環として、関連するプロトコルを見直し、疑われる病原体に対する管理措置が有効であるかどうかを確認す**べき**である。
- Depopulation(個体群レベルでの安楽死)が考慮されるのは非常にまれだが、その場合、経験豊富なシェルターの獣医師に事前に相談しなければ**ならない**。

## 6.6 シェルターの個体群の健康状態サーベイランス

- シェルターは、個体群の健康状態の動向(例:罹患率や死亡率)を追跡し、問題に対処するために、的を絞った戦略を立てる**べき**である。

## 6.7 譲渡する上で考慮すべきこと

- シェルターから動物の譲渡を受ける新しい飼い主やその他の人々に対して、動物が引き渡される時点で分かっている病気や症状について説明する**べき**である。
- シェルターは、継続的な治療や引き渡し後に認められた症状に対する治療を提供するかどうかを明記したポリシーを持

ち、それを開示す**べき**である。

## 7. シェルターにおける外科手術

### 7.1 概要

- シェルター内で、動物を繁殖させることは容認されない。
- すでに妊娠している動物が収容された場合は、シェルター内での出産は避ける**べき**であり、避妊手術やフォスターケアなどの代替案を検討する必要がある。

### 7.2 避妊去勢手術

- シェルターは、すべての動物に対して、譲渡前に避妊去勢手術を行うか、もしくは行き先が決定した後、そこで避妊去勢手術が実施される予定であることを必ず確認す**べき**である。
- 譲渡後に不妊手術を行う場合は、未去勢/未避妊の状態で譲渡された動物を追跡するためのシステムを備え、適切なタイミングで確実に手術が行われるようにしなければならない。
- それぞれの個体の手術を実施するかどうかについては、身体検査所見や入手できる範囲の既往歴、また手術チームの能力に基づいて、獣医師が最終的に判断しなければならない。
- 避妊去勢手術の免除は、手術を行うことで動物に重大なリスクが生じる可能性が高い場合に限り、例外的に認められる**べき**である。
- 基礎疾患のある動物の不妊手術を検討する場合は、獣医師はその動物だけでなく、同日に手術を受ける他の動物やシェルターの個体群、コミュニティの動物たちにとっての利益とリスクを評価しなければならない。
- シェルターの施設内で避妊去勢手術を行う場合、手術に関連する合併症やエマージェンシー対応の方針とプロトコルを作成し、現行の ASV Veterinary Medical Care Guidelines for Spay-Neuter Programs (ASV 避妊去勢手術ガイドライン) に従わなければならない
- 不妊化の状況(訳注: 不妊手術が過去に行われた形跡があるかどうかということ)は、それぞれの動物ごとに記録す**べき**である。

### 7.3 その他の外科手術

- シェルターの組織とその個体群、また設備について十分に把握した獣医師と相談した上で、すべての外科的処置とそれに関するプロトコルの作成を行わなければならない。
- シェルターにおいて不妊手術以外の外科手術(歯科処置を含む)を行う場合、手術室、麻酔、鎮痛、手術器具および手術手技における無菌操作の原則に関して、ASV 避妊去勢手術ガイドラインを遵守しなければならない。
- 不妊手術以外の手術を実施できないシェルターは、動物に必要な治療を受けさせるために、外部の組織や専門家、または輸送パートナーと連携することが**理想的**である。
- 整形外科手術後の症例には、適切なリハビリと疼痛管理を行わなければならない。
- 長期的なケアが必要な整形外科症例は、シェルターに長期間収容しないことが**理想的**である。
- 診療記録には、歯科検査の結果、診断、治療内容について記載す**べき**である。
- 無麻酔下での歯のプロロービングやスケーリング、ポリッシングは容認されない。
- 外科的な歯科処置を行う動物には、歯科 X 線検査を行うことが**理想的**である。
- X 線検査を含む歯科処置は、適切なトレーニングを受けた、州や地方の法令に基づいた資格を有する者が行わなければ

ならない。

## 8. 法獣医学

### 8.2 法令

- シェルター、獣医師、Humane investigators(調査員)は、管轄区域内の動物虐待とネグレクトに関する法律に精通し、疑わしい事例に遭遇した際の通報するための手段を知っていなければ**ならない**。
- 獣医師は、州の動物虐待の通報義務と法的責任からの保護に関連する法律を認識していなければ**ならない**。

### 8.3 法獣医学的調査に関するポリシー

- シェルターは、提供する法獣医学サービスの内容を示したポリシーを持つ**べき**である。
- 動物虐待やネグレクトの疑いがある事件を調査する者は、まず動物や現場の状態を調査し、治療し、証拠書類を作成する法的権利(例:押収、令状、所有者の同意)を有することを確認しなければ**ならない**。

### 8.4 法獣医学的評価

- 獣医師は、現場や、収集された証拠、申立て、既知または通報された病歴に関する情報にアクセスできる**べき**である。
- 法獣医学を目的とした評価と意見の形成は、獣医師によって行われなければ**ならない**。
- 法獣医学的評価の重要な部分は、法獣医学的身体検査または剖検とその記録であり、シェルターはこれに関する標準的なプロトコルを持つ**べき**である。
- 法獣医学的身体検査と診断は、証拠の保存のために速やかに行われなければ**ならない**。
- 写真は、証拠として提供するのに十分な質である**べき**であり、それらの情報源と整合性の証明を確実にする形で管理す**べき**である

### 8.5 証拠の管理

- 動物虐待やネグレクトの捜査に携わる調査員や獣医師は、証拠保全のプロトコルを遵守する体制を整えておかなければ**ならない**。
- 継続的な治療のモニタリングと治療に対する反応は、回復期に至るまで、証拠として記録す**べき**である

### 8.6 トレーニング

- 日常的に動物虐待の調査に関与する獣医師は、法獣医学や刑事司法に関する追加のトレーニングを受ける**べき**である。

## 9. 行動とメンタルウェルビーイング

### 9.1 概要

- シェルターでは、収容動物の個体群全体が感じて、経験する状況に対してだけでなく、個々の動物のニーズに配慮した行動ケアを提供しなければならない。
- シェルターに関わるすべてのスタッフは、動物の行動でよくみられる、気づかなければならない問題について、それぞれの役割と業務内容に応じたトレーニングを受けるべきである。
- 動物と直接関わるスタッフは、動物のボディランゲージ、動物の行動の客観的な表現方法、そしてどのようにその動物のボディランゲージと行動を解釈し、対応するかについてのトレーニングを受けなければならない。

### 9.2 ストレスとウェルフェア

- シェルターでは、ストレスやそれに伴う恐怖、不安、フラストレーションなどのネガティブな感情を認識し、それを軽減するための包括的なプロトコルを作成しなければならない。
- 動物のウェルビーイングの傾向や変化を見つけ出し、その動物の行動ニーズ(訳注:行動欲求や必要としている行動)に対応するには、毎日動物を観察しなければならない。
- ウェルフェアに影響を与えうる行動ニーズに対しては、迅速に対応しなければならない。
- 精神的苦痛、苦悩、行動の悪化(訳注:より適切ではない行動を見せている状態)を呈している動物は、早急に評価し、治療しなければならない。
- 行動ケアによる改善が認められず苦痛を抱えている動物には、代替りの収容場所や行き先を速やかに検討しなければならない。
- 行動ケアに反応せず苦痛を抱えている動物に対して、他の選択肢を提供できない場合には、人道的な安楽死を行うべきである。

### 9.3 収容

- シェルターへの収容が必要な場合、スタッフは、動物がシェルターに持ち込まれた理由やこれまでに観察された行動など、収容時または収容前の行動に関する経歴を詳細に聞き取らなければならない。
- 攻撃行動に関して得られた情報は必ず記録しなければならず、攻撃行動があった際のその動物の行動と状況について、客観的に記述しなければならない。
- スタッフは、ケアの仕方をそれぞれの動物に合うように調整したり、それぞれの動物のニーズを満たし、人と動物の安全とウェルフェアを守るために、入手できる行動履歴や情報を活用しなければならない。
- シェルターでは、最初にその動物に会った時から動物がシェルターに滞在している期間全体を通じて、ストレスを最小限に抑えるよう努めなければならない。
- 動物の行動評価は、最初にその動物に会った時または収容時に実施しなければならず、さらにシェルターに滞在している間、継続して行わなければならない。

### 9.4 環境の管理

- シェルターでは、動物のメンタルヘルスとウェルビーイングをサポートできるような環境を整えるためのポリシーとプロトコルを作成しなければならない。

- 野生動物は、獣医療を提供するために必要な短期間の待機収容期間を除き、シェルターに収容しては**ならない**。
- 被食者である動物種は、捕食者となる動物種から常に離して収容しなければ**ならない**。
- 犬の存在が認識できるような空間的、視覚的、聴覚的刺激が届く範囲内で、猫を扱ったり、収容したりする**べき**でない。
- 動物には、飼育場所や世話をする人、スケジュールの変更を最小限に抑えた、一貫性のある構造化された環境を提供する**べき**である。

### 9.5 エンリッチメントと社会化

- エンリッチメントの提供は、任意のもの(オプション)とみなしてはならず、栄養管理や獣医療ケアなど他の管理項目と同等に重要視しなければ**ならない**。
- それぞれの動物のニーズを満たすための積極的な社会的交流、精神的刺激、および身体的活動は、給餌や掃除中の活動とは別に、毎日提供されなければ**ならない**。
- 犬には、ケージ以外の場所で活動する機会を毎日提供しなければ**ならない**。ただし、人や他の動物の健康や安全に対するリスク管理が困難な場合を除く。
- 猫には、身体的活動や探索などの自然な行動を表現できる機会を日常的に提供しなければ**ならない**。
- シェルターでは、すべての動物に対して、人や同種の他の個体と健全な社会的接触を行う機会を提供す**べき**である。
- シェルターは、スタッフの能力や遊び場の広さ、それぞれの犬の行動、シェルターのリソースに基づいて、プレイグループの犬の頭数を制限し、人と動物の安全を最大限に確保する**べき**である。
- 子犬や子猫には、様々な刺激に対する社会化の経験を積極的に提供しなければ**ならない**。
- シェルターに滞在している間は、子犬や子猫を同腹子や母親と一緒に収容する**べき**である。

### 9.6 行動評価

- 犬と猫が安全に一緒に暮らせるかどうかを評価するための検査として、シェルター内で犬と猫を接触させることは容認**されない**。
- 全体的な行動評価では、行動の経歴や、シェルターやフォスターケアでの交流を通して観察された行動など、動物に関するすべての情報を収集し、考慮しなければ**ならない**。
- 一連の行動評価を通して、動物のケアや、どの方向を目指して管理していくかの計画設計、結論(転帰)をどうするか判断、譲渡のマッチングとカウンセリングなど、それぞれを最適化するために、個々の動物について可能な限り多くのことを知る努力をしなければ**ならない**。
- 介入が必要な行動、または安全なハンドリングに影響を与えるような行動については、動物の診療記録に記入し、速やかにスタッフ間で共有しなければ**ならない**。
- 人や他の動物と関わる際に、その動物が強いストレスや恐怖を感じている場合は、無理に交流させては**ならない**。
- 動物同士の交流は、いかなる場合でも、意図的または不注意によってネガティブな精神状態や望ましくない行動を引き起こすものであっては**ならない**。

### 9.7 行動やウェルフェアに関する問題への対応

- 行動ケアや転帰の判断は、最新の動物行動科学に基づいて行わなければ**ならない**。

- 動物のトレーニングは、最新の専門的なガイドラインに従い、Least Intrusive Minimally Aversive（非侵的かつ最小限の嫌悪 [訳注:動物にとって痛みや苦痛が最小限の方法]）の原則と Humane Hierarchy of Behavior Change(行動変容のための人道的な手順 [訳注:行動変容のために動物に優しい手順で行う方法])に基づいて行わなければならない。
- 安全上の問題がある場合に軽度の嫌悪刺激を用いることもあるが、そうでない限り、嫌悪刺激を用いたトレーニングは使用すべきでない。
- アニマルトレーナーや行動コンサルタントは、資格を所有、もしくは知識と技術を評価するプログラムを修了していることが理想的である。
- 行動修正法のプロトコルには、動物の行動と学習の科学的原理を組み込まなければならない。
- 動物の行動修正のために、体罰を用いることは容認されない。
- シェルターでは、行動修正法を開始する前に、その計画を実行するために必要なリソースを確保しなければならない。
- 問題行動に対する薬物療法は、精神的健康に関連するウェルフェア上の問題に対処するために、積極的に考慮しなければならない。
- 治療とそのゴールに対する明確な目標を持って、必要な場合に適切な薬剤を処方するには、行動的健康上の問題を客観的に評価し、診断しなければならない。
- 問題行動に対する薬物療法は、獣医師の助言のもと、または獣医師が作成した文書化したプロトコルに従って行わなければならない。また、すべての薬剤は、連邦及び州の規制に従って調剤しなければならない。
- 問題行動に対して薬を処方する場合、薬物療法は動物の症状に対応するための包括的な計画の一部でなければならない。
- シェルターに2～3日以上滞在する動物に対しては、適切な追加のエンリッチメントを毎日提供しなければならない。
- 長期間収容されている動物には、さらに広いスペース、エンリッチメント、および収容環境の中で何をしたいか選択できるような収容場所を用意しなければならない。
- 長期間収容されている動物に対して、避妊去勢手術を行うべきである。
- 基本的なケアを提供できず、ストレスを誘発したり、安全性を損なうような状態で動物を長期間収容することは容認されない。

#### 9.8 攻撃行動を示す動物のリスクアセスメント

- シェルターは、安全上重大なリスクをもたらす行動に対して速やかに対応しなければならない。
- シェルターは、スタッフ、地域住民、または他の飼育動物に危害を及ぼすリスクの高い動物を特定し、管理するためのプロトコルとその判断基準を備えていなければならない。

#### 9.9 譲渡する上で考慮すべきこと

- スタッフは、譲渡希望者やフォスターケアを提供する人に対して、シェルターの動物を監視管理しながら、安全に、段階的に、子供や先住動物に導入する方法についてアドバイスしなければならない。
- フォスターケアや譲渡希望者は、現在飼育している先住動物をシェルターに連れてくることなく、シェルターの動物を自宅に迎える手続きが行えるべきである。
- 動物が別の施設へ輸送されたり、フォスターケアへ移動したり、または譲渡される際には、シェルターが、動物の行動に関する記録を紙媒体または電子媒体で必ず提供するべきである。

## 10. 安楽死

### 10.1 概要

- 安楽死の過程において、すべての動物と人に対して敬意を持って接さなければならない。
- 安楽死の過程は、痛みや恐怖、不安、苦痛から可能な限り解放されたものでなければならない。
- 安楽死に関するプロトコルを作成する際には、対象の動物種について適切なトレーニングを受けた専門知識を有する獣医師に相談するべきである。
- AVMA Guidelines for the Euthanasia of Animals(米国獣医学会による動物の安楽死指針:安楽死ガイドライン)において容認されない薬剤と方法を用いることは、シェルターにおいても容認されない。
- Depopulation(個体群レベルでの安楽死)は、その場の状況に対応するために他の手段が全て使い尽くされた場合のみ、最終手段として選択されなければならない。

### 10.2 安楽死の過程

- 一貫した安楽死処置を実施するには、安楽死に関するプロトコルを作成し、それに従わなければならない。
- プロトコルには、個々の動物の行動学および身体的ニーズに対応し、かつ人の安全性を確保できるように、いくつかの選択肢を記載すべきである。
- 安楽死の過程において合併症が認められた場合は速やかに介入しなければならない。
- その動物が、シェルターが安楽死を行う予定である個体であることを確認せずに安楽死を実施することは容認されない。
- 迷子の動物については、安楽死を行う前に地域の行方不明動物リストを最終確認し、一致する動物がないことを確かめるべきである。
- 安楽死の直前には、すでに読み取ったマイクロチップの情報と一致するかどうか再度確認しなくてはならない。また、今までの読み取り操作が不十分であった場合に備えて、再度マイクロチップの読み取り確認を必ず行う。
- 法的資格を確認せずに安楽死処置を行うことは容認されない。
- 安楽死処置後は、動物の遺体を処理する前にトレーニングを受けたスタッフが死亡確認を行わなければならない。
- 安楽死の方法は、確実で、不可逆的で、動物種、年齢、健康状態、動物の行動に対応しており、速やかな意識消失とそれに続く死を保証するものでなければならない。
- 安楽死前投薬は、安楽死処置を円滑に行うために必要だと判断される場合に行わなければならない。
- 薬剤の適切な投与量を算出するために、各動物の体重(実体重または推定体重)を用いなければならない。
- 動物の意識消失が確認されない限り、臓器内投与は容認されない。
- 銃による安楽死は、犬や猫、その他の小型の伴侶動物の安楽死の方法として日常的に選択することは容認されない。
- 伴侶動物に対する一酸化炭素の吸入による安楽死は、容認できない方法である。

### 10.3 環境と設備

- 安楽死のための部屋は、人通りが多い主動線から離れた静かな場所に独立して設けるべきである。
- 安楽死のための部屋は十分に明るく、必要なスタッフと備品を収容できる広さであるべきである。
- 安楽死処置が行われる間は、安楽死の過程において明確な役割を持つスタッフのみが在室するべきである。
- 安楽死を実施する際は、不快感や苦痛を最小限に抑え、個々の動物の行動学および身体的ニーズに対応できるような環境を用意しなければならない。

- 安全で人道的な安楽死を保証するために、すべての機器はすぐに利用でき、正しく作動する状態でなければ**ならない**。
- 安楽死の薬剤を投与する際には必ず新しい針を使用しなければ**ならない**。
- 安楽死の過程において、スタッフのケガや感染症の伝播を防ぐために、適切な个人防护具を使用しなければ**ならない**。
- 安楽死で用いる器具や床や机などの表面は、使用するたびに清掃す**べき**である。
- 部屋全体は定期的に消毒す**べき**である。
- 安楽死の過程で使用するすべての薬剤は、連邦および州の規制に従い、保管、投与、および記録しなくては**ならない**。
- 動物の遺体の保管と最終処分は、該当するすべての法令と規制に従って行わなければ**ならない**。
- シェルターにおいて、研究や教育目的のみで動物を安楽死することは容認**されない**。

#### 10.4 スタッフへの配慮

- 安楽死を行うスタッフは、適切なトレーニングを受け、州または地方の規制により定められたすべての必要な資格を所有していなければ**ならない**。
- 安楽死に関するプロトコルとポリシーには、スタッフの安全とウェルビーイングを組み込まれなければ**ならない**。
- 安楽死業務に関連する疲労や苦痛を予防し、認識し、対処するためのシステムを整備していなければ**ならない**。
- 安楽死の決定は、意思決定におけるスタッフ一人ひとりの負担を軽減するために、透明性のあるプロセスを介して行われなければ**ならない**。

## 11. 動物の輸送とリロケーションプログラム

(訳注:動物を別の施設などに引っ越しさせるプログラム)

### 11.1 概要

- リロケーションプログラムに関する意思決定では、動物のシェルターでの滞在期間を短縮させることを最優先しなければならない。
- 輸送自体が、短期的あるいは長期的な健康状態やウェルフェアに悪影響を及ぼす可能性がある場合、その動物を輸送することは容認されない。

### 11.2 リロケーションプログラムの責務

- リロケーションプログラムに関わる人々は、連邦の規制に加え、輸送元および輸送先のシェルターがある両地域の州と地方の規制を遵守しなければならない。
- 動物を民間輸送機で輸送する場合には、特定の条件について航空会社に相談しなければならない。
- 緊急時対応計画は、輸送前に作成しなければならない。
- リロケーションプログラムに関わるすべての関係者間で書面による合意書を作成し、その内容は定期的に見直すべきである。
- リロケーションプログラムの協力パートナーには、動物の健康状態と行動について正確に説明し、互いに十分なコミュニケーションをとらなければならない。
- 各輸送地点における連絡担当者を指定しなければならない。
- それぞれの動物の輸送元から輸送先までの輸送記録を残さなければならない。
- リロケーションプログラムのプロトコルを作成し、実行する際には、公衆衛生と安全性を考慮しなければならない。
- リロケーションプログラムに関わる組織は、輸送された動物に関する基本的な数的指標を追跡すべきである。
- 予期せぬ獣医学的および行動学的問題が生じたとしても、やむを得ない状況でない限り、動物を輸送元に送り返すべきではない。

### 11.3 輸送元のシェルターの責務

- 輸送元のシェルターでは、接種対象となるすべての動物に対して、収容前または収容時にワクチンを接種しなければならない。
- 6ヶ月齢以上のすべての犬に対して、輸送前にフィラリア検査を行うことが理想的である。
- 輸送する動物の獣医学的および行動学的な診療記録は、輸送先と共有しなければならない。
- 必要に応じて、それぞれの動物の健康診断書(CVI)や狂犬病ワクチン接種証明書を用意しなければならない。
- 輸送前 24 時間以内に、十分なトレーニングを受けたスタッフによる検査を行い、輸送に適しているかどうか判断しなければならない。
- 健康上の問題がある動物や外科手術から回復中の動物に関しては、輸送に適するかどうか獣医師が判断しなければならない。
- 輸送中の動物には一目でわかる標識を装着しなければならない。
- 輸送前にマイクロチップを装着することが理想的である。
- それぞれの動物の識別を容易にするため、輸送用ケージには各動物の個体識別番号を掲示しなければならない。

- 搭乗している動物を記載した名簿のコピーを、輸送車両とは別の場所に保管し、いつでも閲覧できるようにしておかなければならない。

#### 11.4 輸送中の責務

- 輸送用ケージは、動物がまっすぐ立ったり、座ったり、自然に方向転換したり、他の動物と身体が重なることなく自然な姿勢で横たわることができるくらいの十分な広さがなければならない。
- 初対面の動物同士を、ひとつのケージに収容して輸送してはならない。
- ケージに関連するストレスを軽減させるために、輸送に先立って輸送用ケージを導入し、慣れさせておくのが理想的である。
- ケージには鋭角な部分があってはならない。また、床材はケガのリスクや不快感がなく、他のケージへの液体漏れを防ぐものでなければならない。
- それぞれの動物に健康上のリスクがない限り、吸水性のベッドを設置しなければならない。
- 車内では、輸送中に十分な通気と温度調整ができるようにケージを配置しなければならない。
- ケージは、直接内部が観察でき、動物のストレスや不快感を最小限に抑える方法で積載しなければならない。
- ケージは車内で動かないように固定し、誤って開いてしまうことがないようにケージの扉も固定しなければならない。
- 緊急時には、運転手は動物を速やかに運び出すことができなければならない。
- 猫には、輸送中にも、通気と観察ができるような隠れ場所や、目隠し用のカバーなどを用意すべきである。
- 長距離輸送中は、すべての猫がトイレを使えるようにすることが理想的である。
- 犬と猫は、別々の車両で輸送することが理想的である。
- 犬と猫を同じ車両で輸送する場合は、視覚的および聴覚的なバリアを与えるなどの特別な配慮をした上で、物理的に隔てられた空間に収容しなければならない。
- 8 週齢未満の子犬や子猫は可能な限り母親と一緒に輸送し、母親が快適に授乳できるよう、四肢を伸ばして横になるのに十分な広さのケージと一緒に収容すべきである。
- 輸送中、動物の精神的なウェルフェアが損なわれることが懸念される場合には、行動治療薬の使用を検討すべきである。
- リリケーションプログラムにおいて、嚙下や歩行、体温調節ができない状態まで鎮静あるいは麻酔をかけられた動物を輸送することは容認されない。
- 米国運輸省(Department of Transportation: DOT)の規制は、運転手とその周囲の人々の安全性を向上させるものであり、輸送業者がライセンスを取得していない場合や規制の対象でない場合でも遵守すべきである。
- 車両の運転手は、免許を所有し、輸送に使用する車両の操作方法に関するトレーニングを受けなければならない。
- 車内の動物を収容する区画の室温をモニタリングし、気温の低下や上昇が感知された場合には必ず対処しなければならない。
- 動物の安全のために、室温は 7.2℃以上 29.5℃以下、湿度は 30～70%の間に維持しなければならない。
- 快適な環境を保つには、室温は 18～26.6℃に維持するべきである。
- 運転手は、動物の収容区画内の空気が新鮮であり、車両の排気ガスが入らないことを確認しなければならない。
- 空気の質の低下を検知するために、動物の収容区画内に一酸化炭素検知器を設置すべきである。
- 車両の運転手または動物の世話をを行う同乗者は、輸送中の動物のニーズを認識し、対応できるように、動物の健康、ウェルフェアおよび安全性について十分なトレーニングを受けなければならない。
- 輸送時間が 4 時間を超える場合は、動物のモニタリングと積み込みのために、2人の運転手が添乗すべきである。

- 最低でも4時間おきに車両を停車させ、それぞれの動物の様子を目視で観察しなければならない。
- 子犬、子猫には出発前4時間以内に少量のフードを与え、輸送中は4時間ごとに少量のフードを与えるべきである。
- 年齢に関わらず、動物の様子を観察するための停車中に、少なくとも4時間おきに、水を与えなければならない。
- 成犬、成猫には少なくとも24時間に1回、食事を与えなければならない。
- 中間地点あるいは最終目的地までの輸送時間は、1日12時間を超えるべきではない。また、動物の車両への積み下ろし作業はそれぞれ1時間を超えるべきではない。
- 12時間を超える輸送を行う場合には、中間地点での夜間休憩を挟まなければならない。
- 輸送元から輸送先までの総輸送時間は、夜間の休憩時間を除き、車両への積み下ろし作業時間を含む動物の車両への拘束時間が28時間を超えないようにすべきである。
- 夜間休憩を必要とする輸送を行う場合は、犬には、散歩などの運動の時間を設けなければならない。
- 十分なモニタリング装置が設置され、動物の世話を担当する者が動物のケアのニーズに速やかに対応できる場合を除き、動物を決して輸送車両内に放置すべきでない。
- 猫を一晩収容する場合には、排泄できるようにトイレを用意しなければならない。
- 異なる輸送元のシェルターから来た動物を別々の車両で輸送できない場合には、同じ車両内でも、異なる区画に収容するのが理想的である。
- 輸送元が異なる動物を同じ車両や施設に収容するには、個体群間の曝露や交差汚染を最小限にするためのプロトコルを作成しなければならない。

#### 11.5 輸送先のシェルターの責務

- 輸送先のシェルターでは、到着と同時に動物を受け入れ、動物の体調の評価ができるように、十分なトレーニングを受けたスタッフが待機していなければならない。
- リロケーションプログラムを通じて収容されたそれぞれの動物に対して、収容時に簡単な健康評価を行わなければならない。
- 獣医療は、到着時に提供できるようにしておかななければならない。
- 輸送先のシェルターは、すでに収容している個体群を移動させることなく、到着した動物を速やかに収容できるように、適切な収容場所をあらかじめ準備しておかななければならない。
- 輸送先のシェルターは、輸送元のシェルターでよくみられる病気や、提供されている予防獣医療の内容、バイオセキュリティ対策などに関する情報を常に把握しておくべきである。

## 12. 災害対応

### 12.1 概要

- シェルターは、災害により直接被害を受けた際に対応できるよう備えておくべきである。
- 災害の影響により本ガイドラインの内容から逸脱せざるを得ない場合は、できるだけ短期間かつ最小限にとどめるべきである。

### 12.2 被害抑止

- シェルターは、災害の影響を予測し、検知し、緩和するための対策を講じるべきである。
- シェルターは、その地理的地域で最も発生しやすい災害を含めた、合理的に想定される災害を特定し、それらへの対策を計画しなければならない。

### 12.3 被害軽減のための事前準備

- すべてのシェルターは、想定される緊急事態に対応するためにシェルターが取るべき行動を記載した文書化した計画を持たなければならない。
- 文書化した災害対応計画は、すべてのスタッフが常に閲覧でき、防災訓練などのスタッフのトレーニングで使用し、定期的に見直し、改定すべきである。
- 災害対応計画には、シェルターに収容している動物やフォスターホームの動物に対してどのように基本的サービスを提供するのか、詳細に記載しておかなければならない。
- 計画には、必要な物資をどのように確保するか、またサプライチェーンや諸設備(水、食餌、冷暖房など)が途絶えた場合の避難戦略についても、詳細に記載すべきである。
- 防災計画には、適切だと判断した場合に事前にシェルターの収容動物を安全な場所へ移動させることができるよう、その手順についても記載すべきである。
- 災害時は人獣共通感染症の感染拡大リスクが高まるため、計画には感染制御のための手段が含まれていなければならない。
- シェルターの防災計画には、基本的サービスを提供するために必要なスタッフ体制について記載すべきである。
- 業務を開始する前に、安全への配慮を含め、災害時にスタッフが担う可能性のある役割に特化したトレーニングを実施すべきである。
- 複数機関が関与する災害対応に参加する人は、インシデント・コマンド・システム(ICS)のモジュールを含めた National Response Framework(NRF)および National Incident Management System(NIMS)のトレーニングを受講すべきである。
- 災害対応計画には、スタッフや地域住民、対応者に起こりうる身体的、精神的ストレスに対処するための対策を含めるべきである。
- 人の安全は、どの災害対応計画においても最優先事項でなければならない。
- 災害対応チームにシェルターが含まれる場合には、計画書にシェルターの具体的な役割と協力する他組織について明記すべきである。
- 組織化された災害対応計画の一環として対応するシェルターは、パートナーとなる政府、非政府機関とともに了解覚書(MOUs)を作成すべきである。

## 12.4 災害対応

- 災害が予想される、または発生した場合には、直ちに災害対応計画に従うべきである。
- 必要な場合は、ICS(インシデント・コマンド・システム)を速やかに実行し、明確な指揮命令系統やコミュニケーション構造を確立し、維持するべきである。
- 災害時に受け入れる動物に対しては、感染症の徴候が無いが、緊急的な獣医療を必要とする症状を呈していないか、ハザードへの曝露がないかを調べるために、収容時に大まかな身体検査を実施しなければならない。
- 災害時に受け入れた動物には、狂犬病を含めたコアワクチンの接種および寄生虫予防薬の投与を行うべきである。
- 必要な場合には、動物に対して除染作業を行わなければならない。
- シェルターは、災害により避難させた動物を飼い主の元へ返還する努力をしなければならない。
- 被災した動物を受け入れる被災地域外のシェルターは、動物の受け入れを申し出る前に、現在収容している動物に対して適切なケアと転帰を提供できていなければならない。
- シェルターは、災害対応時や復興期間に受けた物品または金銭の寄付を管理するシステムを持つべきである。
- シェルターは、災害対応時と復興期間に使用した物資を記録すべきである。
- シェルターは、災害時に個人ボランティアが訪ねてくることを見込んでおかねばならず、個人ボランティアをどのように採用するのか、あるいはしないのか、検討しておかななければならない。
- 獣医療関係者が獣医療行為やサービスを行うには、その管轄内での免許を保有しているか、またはその要件を免除されていないなければならない。
- 災害時であっても、麻薬や向精神薬に指定された薬剤の使用と保管の監視は、その施設の責任者として DEA に登録された者が行わなければならない。

## 12.5 復旧、復興

- シェルターの建物や敷地、地域のインフラへの被害が懸念される場合は、そのエリアや施設での通常業務を再開する前に、安全性の評価を徹底的に行わなければならない。
- コミュニティが被災した際、シェルターは、動物の配置(訳注:譲渡やフォスターケア、他施設への移動など)について、状況に合わせた工夫を行わなければならない。
- シェルターは災害発生直後から、ペットが飼い主と共に過ごせるように支援するための、さらなるサービスを提供すべきである。
- 災害後、シェルターはそれぞれの計画、災害対応、復興までの過程を報告し、評価すべきであり、そうすることによって計画の修正を行うことができる。

## 13. 公衆衛生

### 13.1 概要

- シェルターでは、施設内および管轄する広域なコミュニティに暮らす動物と人の健康と安全、および環境の健全性を守るための対策を講じなければならない。

### 13.2 スタッフの感染予防策

- 職場における危険有害要因への曝露からスタッフを守るために、シェルターでは手袋、ガウン、ゴーグル、フェイスマスク、フェイスシールド、シューズカバー、耳栓などの PPE を用意しなければならない。
- PPE は、ラテックスアレルギーなどの特別な配慮が必要な場合を含め、すべてのスタッフに対応した種類とサイズを用意しなければならない。
- スタッフは、動物の排泄物や体液を扱う際には必ず手袋を着用す**べき**である。
- スタッフは、動物をハンドリングした後や PPE を外した後はこまめに手洗いをを行う**べき**である。
- スタッフは、食事前や喫煙前、顔を触る前には必ず手洗いを**するべき**である。
- スタッフとシェルターへの訪問者に、動物収容エリアでの飲食や、おしゃぶり、歯固め、哺乳瓶の持ち込みをしないように指示す**べき**である。
- 人の食事の準備や飲食するために指定された場所には、動物が立ち入れないようにす**べき**である。

### 13.3 職場におけるハザード(危険有害要因)

- シェルターは、職場における化学的、生物学的、物理的ハザードに関する地方、州、連邦政府の安全衛生規制に従わなくてはならない。
- 有害化学物質を扱う際は、製品のラベル表示に従い、保護メガネや呼吸用保護具などの PPE を着用しなければならない。
- シェルターでは、州および地方の規制に従った方法で、速やかに生物系廃棄物(動物の排泄物、動物の組織、遺体)を処分しなければならない。
- シェルターでは、未使用の医薬品の廃棄に関する規制ガイドラインを遵守しなければならない。
- 麻薬や向精神薬に指定された薬剤は、規制に従い、環境汚染および人への流用を防止する方法を用いて廃棄または処分しなくてはならない。
- シェルター内は禁煙としなくてはならない。
- 鋭利なものは、産業廃棄物に関するガイドラインに従って適切に廃棄しなければならない。
- 責任者は、負傷した人に対して医療機関の受診を勧めなければならない。
- 動物の収容エリアおよび待機エリアでは、環境および行動に対する騒音対策を講じる**べき**である。
- 音量が 100dB 以上となる環境で累積 15 分以上作業するスタッフは、聴覚保護具を着用しなければならない。
- 一時的であっても、音量が 85dB を超える場合には、聴覚保護具を着用す**べき**である。
- 人を咬んでしまう危険性が高い動物がいるエリアは、明確に掲示し、収容場所への立ち入りを制限することで、一般市民と危険な動物との接触を防がなければならない。
- シェルターにおいて、重大な危害を及ぼすリスクのある動物の転帰(行き先)を決定する際には、市民の安全を考慮しなければならない。

- 過去の全ての咬傷事故の記録を、譲渡先、フォスター先、輸送先のパートナー施設に、紙媒体または電子媒体で提供しなければならない。
- シェルターは、動物による咬傷事故の報告に関する規則を遵守しなければならない。
- 動物をシェルターに収容する際、スタッフは、その動物が過去 10 日以内に人を咬んだことがないか、飼い主または発見者に確認しなければならない。
- 人を咬んだ動物は州や地方の規制に従って管理しなければならない。これには、検疫隔離や、必要な場合には狂犬病の検査のための安楽死の実施が含まれる。
- 動物を日常的に扱うスタッフは、Advisory Committee on Immunization Practices(予防接種の実施に関する諮問委員会)の現行の勧告に従い、狂犬病の曝露前ワクチン接種を受けるべきである。
- 動物をシェルターに収容する際、スタッフは、その動物が最近野生動物に咬まれたり接触したりしていないか、飼い主または発見者に確認しなければならない。
- スタッフは、動物に狂犬病曝露の可能性を示唆する傷跡がないか確認し、記録すべきである。
- 狂犬病に曝露した可能性のある動物は、NASPHV Rabies Compendium の手引きと、州および地方の規制に従って管理しなければならない。
- 狂犬病ワクチンは、接種対象となるすべての動物に対して、動物がシェルターを離れる前に必ず接種するべきである。
- シェルターは、潜在的な曝露リスクに関するコミュニケーションを含めた、人獣共通感染症に対応するためのプロトコルを持つべきである。
- 人獣共通感染症に感染している動物への接触は必要最低限とし、適切なケアを行うために必要なスタッフのみに制限すべきである。
- 人獣共通感染症の疑いのある動物のケージには、その動物の症状と、推奨される PPE、ハンドリング、衛生管理などの必要な予防措置について明確に掲示しなければならない。
- シェルターは、分かっている人獣共通感染症のリスクについて、スタッフ、輸送パートナー、フォスター先、および譲渡先に情報を開示しなければならない。
- 健康な動物に対して、感染症の予防を目的として日常的に抗菌薬を使用することは容認されない。
- 抗菌薬は臨床症状に合わせて慎重に使用し、その治療効果を評価しなければならない。
- シェルターでは、通常とは異なる、または重篤な感染症の徴候がある動物がないか、常に動物を監視すべきである。
- 新規病原体や新興病原体の発生リスクを減少させるために適切な群管理を行うべきである。

#### 13.4 人のウェルビーイング

- シェルターでは、ポジティブな組織文化、適正な賃金、勤務時間、期待、セルフケアの提供、批判を恐れずにいつでも利用できるメンタルヘルス支援システムなどを通じて、スタッフの健康を重視する職場となるよう努力すべきである。
- メンタルヘルスにおける懸念が報告または確認された場合には、専門家の支援を受けるように勧めるべきである。